

提言

口腔衛生における感染制御専門家養成に関する提言 ～感染管理歯科衛生士の必要性和可能性について～

Proposal for Infection Control Expert Training in Oral Hygiene.
—Necessity and Possibility of Infection Control Dental Hygienist

佐藤法仁^{3,5)} 渡辺朱理^{1,3)} 杉浦裕子^{2,4)} 苔口進³⁾ 福井一博³⁾
Norito Satoh Akari Watanabe Yuko Sugiura Susumu Kokeguchi Kazuhiro Fukui

- 1) 岡山県歯科衛生士会
- 2) 福岡県歯科衛生士会
- 3) 岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 口腔微生物学分野
- 4) 岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 歯周病態学分野
- 5) 社会健康観研究会

和文抄録

近年、院内感染防止や薬剤耐性菌防止などの感染制御が行われている。また、インフェクシオンコントロールドクターや感染管理看護師、感染制御専門薬剤師などの専門資格制度が運用されている。そして、これらの専門家が感染制御チームを組織し、新たな感染制御策を講じている。

一方、歯科衛生を担当する歯科衛生士には、感染制御の専門資格は存在しない。今回、我々は感染制御を専門とした歯科衛生士の専門認定制度の提言を行った。今後、さらに高度な感染制御が行われようとする中、口腔衛生における感染管理歯科衛生士は、感染制御対策の強化などにつながると考える。また、病院はもとより、さらには在宅での口腔ケアなどの医療施設外での感染制御を行える高度な能力を有する感染管理歯科衛生士の設立は、国民の公衆衛生の向上に寄与すると考える。

キーワード 感染制御、歯科衛生士、専門認定制度、感染管理歯科衛生士、人材養成

はじめに

歯科衛生士法第1条には、「この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的とする」と明記されている¹⁾。この条文は、歯科衛生士の職務の中核を示している。つまり、歯科衛生士資格を国家が認証し、かつ、名称独占と一部の業務独占を認め、法の下により一般市民の身体に対して歯科医療を施すことのできる特殊な医療職種であることを示す。そのため、この資格を取得しようとする者は、歯科衛生士養成機関において2年以上の修業期間の中で定められた教科を学び、高い専門的

な知識と技術の修得が必要であり、これがなければ歯科衛生士の資格は得られない。

近年、歯科衛生士の職務は、その活動範囲を在宅介護現場や病院の入院病棟での専門的な口腔ケアなど、歯科医療施設外での活動^{2,3)}が増加してきており、歯科医療施設外での感染制御では、現場に応じて実践できる能力が必要となってきた。

また、患者が歯科医療施設を選択する際には、歯科医療施設の感染防止対策が充実している点が歯科医療施設選択の要因の一つとして働いているとする報告^{4,5)}もあり、歯科衛生士をはじめとする医療スタッフの感染制御に取り組む姿勢は重要性を増している。

受付日 2006年8月30日

受理 2006年12月7日

これまで、我々は厚生労働科学研究班「歯科医療における院内感染防止システムの開発」(H16-医療-014)において、歯科医療における感染制御に関する様々な研究を行ってきた⁶⁾。今回、これらの研究をもとに、口腔の衛生と健康を守り歯科医療を支える専門職である歯科衛生士において、感染制御を専門とした人材養成について、専門認定制度の設立に向けた提言を行いたい。

専門認定資格の目的

現在、感染制御に関する専門家は、複数存在し、それぞれの専門性を活かした役割を担っている(表1)。そして、これらの感染制御専門家が感染制御チーム(Infection Control Team: ICT)を構成している。このICTは、医療施設における感染制御管理組織である感染対策委員会(Infection Control Committee: ICC)より感染制御における権限を付与され、院内感染防止対策において様々な実践的活動を行う。これにより、感染制御における様々なエビデンスが構築され、臨床現場における感染制御技術の向上に寄与している。つまり、ICCは感染制御の管理部門であり、ICTは実践部門となる。この双方の組織に感染制御専門資格者が任に就いている。

他方、歯科衛生士には、感染制御に関する専門資格は現在存在しない。厚生労働省の委託を受け、日本歯科衛生士会が日本歯科医師会と共催で「感染症予防歯科衛生士講習会」を開催しているが、これは専門認定制度ではない。今後、さらに高度な感染制御が構築されようとする中で、ICTにおいてその専門性をもって貢献する歯科衛生士の存在は、医科と歯科の連帯を深め、感染制御対策の強化などにつながり、また、歯科医院などの歯科医療施設はもとより、在宅介護における口腔ケアなどの歯科医療施設外での感染制御が行える高度な知識と技術を有する歯科衛生士の存在は、国民の公衆衛生の向上に寄与すると考える。

以上の点を目的とし、感染制御を専門とする歯科衛生士の存在が必要となってくるであろう。

歯科衛生士における感染制御専門認定資格設立に向けての提言

実際に感染制御を専門とした歯科衛生士の専門認定資格設立に向けての提言を行い、考察を加えたい。

1. 名称

感染管理歯科衛生士(Infection Control Dental Hygienist: ICDH)という名称が考えられる。以下、ICDHと略記する。

2. 認定機関

認定機関としては、(社)日本歯科衛生士会が考えられる。理由としては、以下の点が挙げられる。

- 1) わが国における最大の歯科衛生士を統括する団体であり、対内外的に影響力を有し、かつ、全国に支部組織を持ち組織的に整備されている。
- 2) 「感染症予防歯科衛生士講習会」などの講習会を開催しており、感染制御教育に関する基盤を有している。
- 3) 日本歯科医師会や大学歯学部、歯科衛生士養成機関とのつながりがあり、協力体制がとりやすい。
- 4) 財政面で特に不備がない。

3. 取得方法

ICDHの取得方法については、様々な方法が考えられるが、取得の大きな流れは次のようなものであろう。

まず、取得には単位更新制を導入する。これは、他の感染制御専門資格が単位更新制を導入しており⁸⁾、それに足並みを揃えるためである。

次に、取得希望者を出身別に分ける。例えば、表2に示すように、実務経験5年以上の歯科衛生士資格を有する者が関連学会での学術発表(口演・論文)や歯科衛生士会、歯学部や歯科衛生士養成機関が主催する講習会などに参加し、単位を積み立て、一定の単位に達した時点で認定試験を受験できるとする方法である。実務経験5年以上としたのは、ICDやICNなどの他の感染制御専門

表1 感染制御に関する専門家

感染症専門医	(社)日本感染症学会が付与する専門医資格である。医師以外(歯科医師も不可)は取得することができない。感染症治療における主導的立場である。
インフェクションコントロールドクター (Infection Control Doctor: ICD)	病院感染制御関連の学会および研究会が組織するICD制度協議会が付与する専門資格である。医師、歯科医師以外の医療資格者への付与も行うが、博士号取得後5年以上の実務経験が必要なため、多くは医師が取得している。なお、2004年現在、認定ICDは3,948名であり300床に1名の割合となっている ⁷⁾
感染管理看護師 (Infection Control Nurse: ICN)	(社)日本看護協会が付与する認定看護師制度である。感染制御に関する高い能力を活かし、看護業務における感染制御に寄与する。
感染制御専門薬剤師 (Infection Control Pharmacist: ICPM)	(社)日本病院薬剤師会が付与する認定薬剤師制度である。薬剤耐性菌など薬剤からの感染制御に寄与する。
感染制御認定臨床微生物検査技師 (Infection Control Microbiological Technologist: ICMT)	日本臨床微生物学会が付与する認定検査技師制度である。高度な臨床微生物検査能力をもって感染制御に寄与する。
医療環境管理士	特定非営利活動法人日本医療環境福祉検定協会(JMEC)が付与する資格である。受験条件はなく、誰もが受験し取得できる。医療環境におけるインフラを構築・管理し、もって感染制御に寄与する。
滅菌技士(第1種, 第2種)	日本医科器材学会が付与する認定技士。滅菌器材供給業務担当者の認定資格で、医療器材を適切に滅菌処理し、もって感染制御に寄与する。
感染対策担当職員 (Infection Control Practitioner: ICP/ Infection Control Staff: ICS)	医療施設における感染対策担当職員。感染制御専門家や医療施設における事務職・管理職などとの連絡・調整役などを担う。
感染制御科学博士 (Doctor of Infection Control Science: DICS)	文部科学省「21世紀COEプログラム」により、順天堂大学大学院医学研究科に創設された、院内感染を克服するための感染制御の専門的指導者を育成する新しい総合的な大学院コース。本課程を修了することにより、感染症制御科学の専門学位である「感染制御科学博士」の称号が授与される。なお、履修資格に医師・非医師は問わない。

表2 感染管理歯科衛生士(ICDH)資格取得条件および更新方法(案)

受験資格(*1)	出身	資格取得のための規定単位数(*2)		更新(*5)
		学会発表(*3)	講習会(*4)	
歯科衛生士有資格者 日本歯科衛生士会会員 規定単位数取得者	実務経験5年以上の歯科衛生士	10単位以上	10単位以上	5年以内20単位以上
	認定組織が認める大学に設置されたICDHコース修了者	5単位以上	5単位以上	〃
	認定組織が認める大学院修士課程修了者	-	-	〃
	インフェクションコントロールドクター(ICD)有資格者	-	-	5年毎の確認(*6)

*1 受験資格は、すべての要件を満たしていること。

*2 単位数は案であり、学会発表、講習会内容などのより細分化された規定単位数を設けるのが妥当である。

*3 学会発表は口演・論文のみ可。学会の種類は、認定組織が認めた学会のみ可。歯学系学会、ICD加盟学会および研究会など。

*4 講習会は、認定組織が認めた講習会のみ可。

*5 更新には、学会発表と講習会の双方の単位を取得すること。

*6 ICD資格失効時は、ICDH資格も失効。

資格が実務経験5年以上とされており^{8,9)}、これに合わせたためである。特に、「歯科衛生士会、歯学部や歯科衛生士養成機関が主催する講習会」に関しては、認定機関が認めるものでなければ

ならず、どの講習会も同等の学術レベルを有する内容でなければならないと考える。これには、認定機関と教育機関の連携が重要である。大学歯学部などの教育機関において「ICDH養成課程」など

のコースを設置する場合、そのカリキュラムを認定機関が認定し、そのコース修了者には、一定の単位を付与するなどの方法がよいと考える。これは、ICNにおいて大学などに専門養成課程を設置し、その人材養成を担っている点¹⁰⁾¹¹⁾に着目したものである。現在、歯科衛生士養成機関の大半が専門学校での養成であるが、「ICDH養成課程」設立によって歯科衛生士専門学校生および歯科衛生士も大学の教育および研究方法を修得する一助となり、さらに学術能力向上などに寄与すると考える。

また、現在歯科系・医科系の大学院修士および博士課程において、歯科衛生士などを受け入れている大学院がいくつか存在する。これらの大学院修了生のうち、感染制御に関する内容の研究で修了した歯科衛生士については、すぐに認定試験を受験できるような制度運用があってもよいと考える。さらに今後、大学院課程における歯科衛生士の感染制御研究への意欲や研究者養成を担う点などにおいて、認定制度の柔軟な運用は必要であると考えられる。

なお、「関連学会での学術発表（口演・論文）」に関して、「関連学会」には歯科系学会が入るが、ICD制度協議会の加盟学会および研究会も関連学会として加えるべきである。その理由は今後、歯科衛生士有資格者が大学院博士課程で博士号を取得することが今より増加することが予想されるからである。また、学位取得者の中には、感染制御を研究課題とした者も出てくる可能性があり、その者がICDHに続き、ICDの資格取得にスムーズに挑戦できる環境にしておくことも認定制度の運用上必要な処置であると考えられるからである。

4. 教育内容

講習会などにおける教育内容に関しては、以下のような内容が考えられる。

- 1) 感染症学、ウイルス学、細菌学および真菌学などの関連学術教科の知識と技術。
- 2) 医科歯科の臨床現場における感染制御の知識と技術。
- 3) 感染制御に関わる法律学、政策学、経済学、行動科学および情報学など関連学術教科の知

識。

- 4) 他の感染制御専門資格に関する知識。
- 5) 国内外の感染制御学術組織の情報。

以上の点から、医科と歯科に跨る広い範囲となる。また、医学的な内容だけでなく、感染制御に関する法律学、コストコントロールなどの医療経済学、感染制御を行いやすい環境を構築するファシリティマネジメント能力、プレゼンテーションや情報収集などのコンサルテーション能力などを習得する教育なども含まれる。感染制御は、知識と技術を融合した総合能力が必要である。そのため、教授する側も多彩な教授陣を用意する必要があると考える。

5. 認定方法

認定方法は、筆記試験、実技試験あるいは口述試験などが考えられる。また、認定者の能力を一定とするため、試験科目の免除などは行わないほうがよいと考える。

6. 更新期間

前述したように、多くの感染制御専門資格が更新制を採用している。これは、感染制御に関する知識と技術は日々更新され、今まで正しいとされていたエビデンスが覆されることもある。そのため、資格取得後も更なる知識と技術の向上を行わなければならない。

なお、更新期間を5年としたのは、ICD制度と同様⁸⁾にしたためである。また、ICD有資格者が「5年毎の確認」とした理由は、ICD資格は5年毎の更新制であり、その間に規定の単位数を取得しなければならない。つまり、この規定単位数をICDHの単位数に振替えることにより、ICDH更新認定とする方法である。これによりICD有資格者は、ICDとICDH双方の規定単位を取得せずに済むことになり、双方の資格の連携性が生まれると考える。

【考察】

感染制御を構築するICTには、多くの専門家が相互に協力し合い、その専門性を融合し、新たな感染制御策を講じている。また、その活動は対外

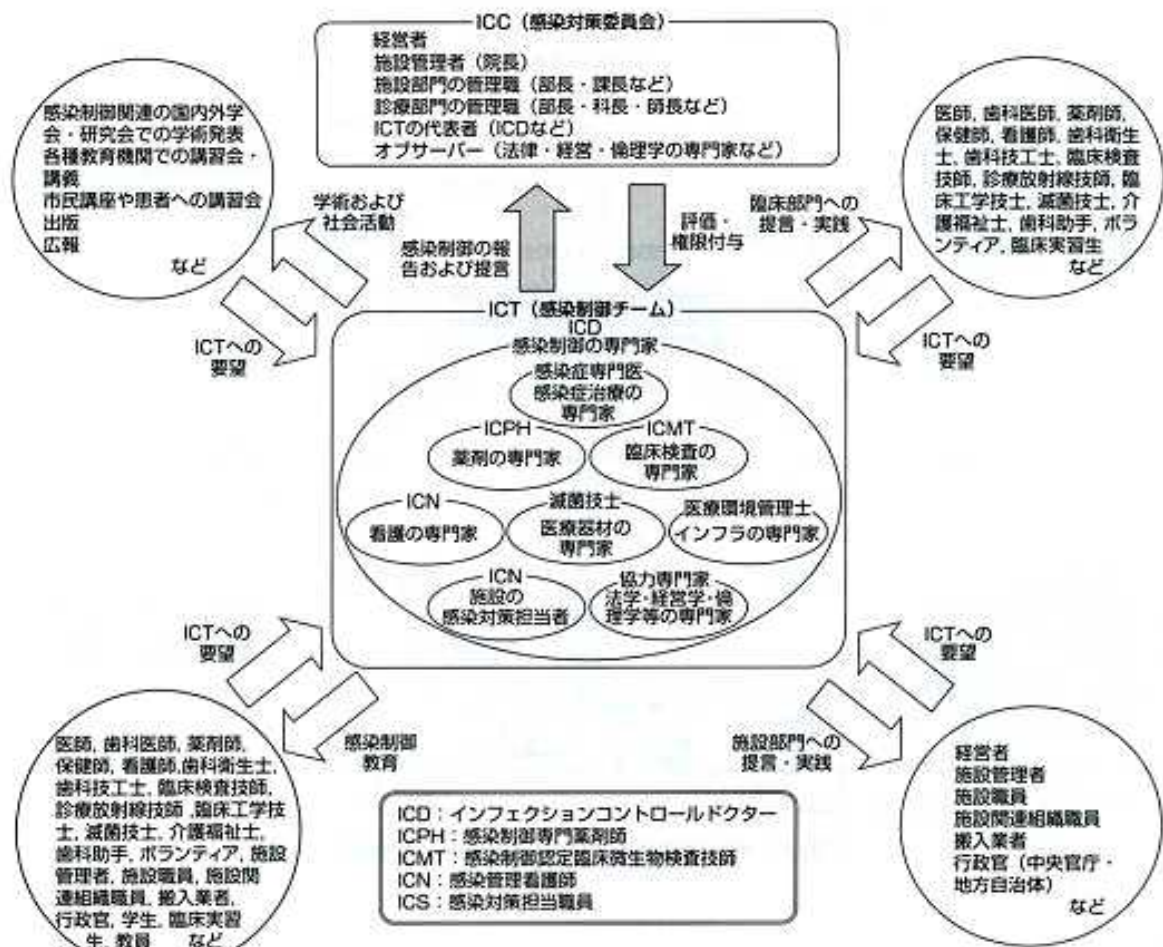


図1 ICT (感染制御チーム) の役割

的に多岐にわたり、対象者も様々な分野にわたる (図1)。仮にICDHの専門認定制度が運用された場合、口腔衛生領域の感染制御に関する知識と技術を他の専門領域とうまく融合する能力を持つICDHでなければならない。そうでなければ、単に口腔衛生領域の自己主張に過ぎず、総合的な対策が必要な感染制御という場にはそぐわないと考える。つまり、歯科衛生士は口腔衛生のスペシャリストであるが、ICDHは口腔衛生を代表し、他の専門領域とその専門性を共有し、新たな感染制御の構築などを産み出すことのできるジェネラリストでなければならないと考える (図2)。そのため、前述した教育内容における「3) 感染制御に関わる法律学、政策学、経済学、行動科学さらには情報学など関連学術教科の知識」と「4) 他の感染制御専門資格に関する知識」は重要な教育項目であると考えられる。

また、ICDHからICDへのステップアップを図るためにもICDH取得後の教育法などの開発は、歯科衛生士のスキルアップの点から重要な要因の一つであると考えられる。

現在、歯科衛生士がICTメンバーとして活動している報告¹²⁾があり、これらの人材がICDとなり、ICTを牽引してICDHという人材を養成できれば、歯科衛生士の質を高め、さらに感染制御を専門とした歯科衛生士の新たな職域を構築することにつながるかと考える。そして何よりも、歯科医療を受ける利用者に対して安全で安心できる医療を提供することにつながり、結果的に国民の公衆衛生の向上に大きく寄与すると考える。

以上より、我々は感染制御の発展および国民の公衆衛生向上に対して、ICDHの専門認定制度が有効な施策の一つであると考え、関係各位に広く提言するものである。

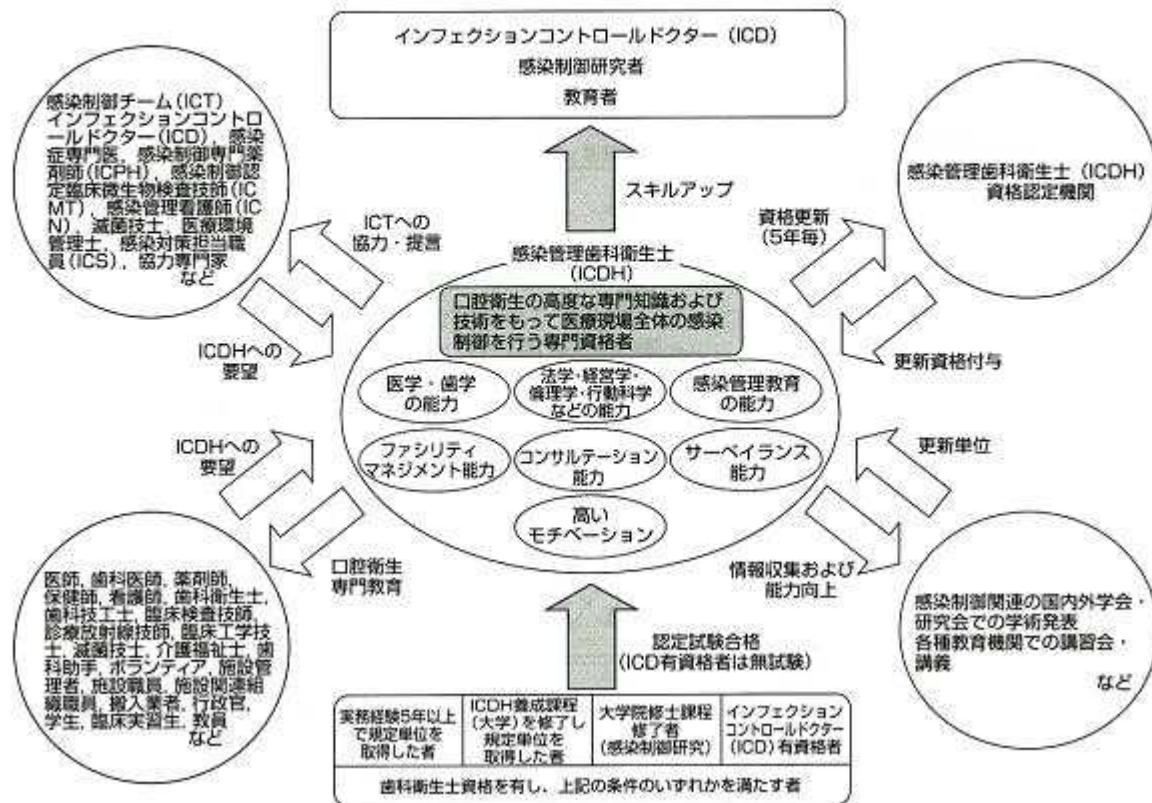


図2 感染管理歯科衛生士 (ICDH) の概念図

おわりに

現在、院内感染防止や多剤耐性菌蔓延防止、針指し事故や血液体液曝露などの感染事故防止など感染制御対策に関する取り組みがICTを中心に広く執り行われている。今後、さらに高度な感染制御体制が構築されようとする中で、ICTにおいてその専門性をもって貢献できるICDHの存在は、医科と歯科の連帯を深め、感染制御対策の強化などにもつながると考える。また、歯科医療施設はもとより、在宅における専門的な口腔ケアなどの歯科医療施設外においても感染制御が行える高度な能力を有するICDHの存在は、国民の公衆衛生の向上に寄与すると考える。

【謝辞】

本研究は、平成17年度厚生労働科学研究費補助金「歯科医療における院内感染防止システムの開発」(H16-医療-014)の助成を一部受けて行った。

【文献】

- 1) 法庫：歯科衛生士法 (<http://www.houkou.com/00/01/S23/204.htm>), 2006.
- 2) 斉藤美香, 林春美：要介護者に対する訪問メンテナンスの取り組み, 北海道歯科医師会誌, 61: 31-33, 2006.

- 3) 海藤靖子, 太田敦子, 中沢敦, 富所美世志, 横内清子：脳神経外科病棟における口腔ケア向上への実践報告 歯科衛生士のボランティアとの連携を通して, Brain Nursing, 22(4): 438-442, 2006.
- 4) Burke L, Croucher R: Criteria of good dental practice generated by general dental practitioners and patients. Int Dent J 46(1)3-9, 1996.
- 5) 佐藤法仁, 高橋佳代, 渡辺朱理, 若口進, 福井一博：感染防止と歯科医療受診行動Ⅰ～歯科学生, 歯科衛生士学生, 非医療系大学生における歯科医院選択に対する意識調査～, 医学と生物学, 150(4): 152-158, 2006.
- 6) 泉福英信 (主任研究者)：厚生労働科学研究費補助金医薬技術評価総合研究事業「歯科医療における院内感染防止システムの開発」(平成17年度総括・分担研究報告書), 2006.
- 7) 小林寛伊：認定インフェクションコントロールドクターの日常業務に関する調査, 環境感染, 19(3): 404-408, 2004.
- 8) 木村哲：ICD (Infection Control Doctor) 認定制度, INFECTION CONTROL, 14 (5): 18-22, 2005.
- 9) 廣瀬千也子：感染管理認定看護師 (認定ICN) 制度, INFECTION CONTROL, 14 (5): 24-29, 2005.
- 10) (社) 日本看護協会認定部：専門看護師 (Certified Nurse Specialist) への道, (社) 日本看護協会: 1, 2006.
- 11) (社) 日本看護協会認定部：認定看護師 (Certified Expert Nurse) への道, (社) 日本看護協会: 1, 2006.
- 12) 丸子恵, 井村和美, 尾田美恵, 大野公一, 井上里子, 森田信江, 三田尾賢, 長崎信浩, 小笠原康雄, 橋野俊江：歯科衛生士による口腔ケアの介入 人工呼吸装置患者への取り組み, 環境感染, 21 (Supplement): 393, 2006.

「著者への連絡先」

佐藤法仁

〒700-8525 岡山市鹿田町2-5-1

岡山大学歯学部棟5階

岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科

口腔微生物学分野

TEL : 086-235-6657 FAX : 086-235-6659

英文抄録

Recently, infection control for hospital infection prevention and drug-resistant bacteria prevention, etc, has been widely performed. In addition, specialized qualification systems such as infection Control Doctor, Infection Control Nurse and Infection Control Pharmacist have been established and applied. And these experts organize Infection Control Team and are performing a new infection control policy.

On the other hand, there is not a specialized qualification of infection control for dental hygienist in charge of dental hygiene.

In this regard, we propose a specialized authorization system for dental hygienists who specialize in infection control. Infection Control Dental Hygienist in dental hygiene would engage higher infection control and contribute reinforcement of infection control measures in future.

Moreover, we think that foundation of Infection Control Dental Hygienist who has the advanced skill for infection control, such as special oral care in hospital and at home, would contribute to improvement in national public health.